

京都市指定給水装置工事事業者の指定取消し等に関する事務処理要領

(令和元年9月9日管理者決裁)

(目的)

第1条 この要領は、京都市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に対する水道法（以下「法」という。）第25条の11第1項又は京都市指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）第8条及び第9条の規定の適用（以下「処分」という。）に当たり、その事務処理に関し必要な事項を定めるものである。

(処分基準)

第2条 指定事業者を処分するときは、別表に定める基準により行うものとする。

(報告書の作成)

第3条 水道管路課長は、指定事業者が、法第25条の11第1項に掲げる各号のいずれかに該当する行為又は状態（以下「違反行為等」という。）に至ったと認めた場合は、当該指定事業者に対して直ちに違反行為等を是正するよう指導するとともに、違反するに至った事情を聴取し、てん末書の提出を求めたうえで、事実関係の報告書を作成しなければならない。

(処分審査委員会の設置)

第4条 処分について審査を公正かつ公平に行うため、京都市指定給水装置工事事業者処分審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）とし、副委員長は、委員長が局長級の職にある委員の中から選任する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、管理者、次長、技術長、総務部長、水道部長及び水道管路課長とする。
- 7 委員会は、必要に応じて上下水道局内の課長級以上の職にある者を委員として加えることができる。
- 8 委員会の庶務は、水道管路課において処理する。

(意見陳述のための手続等)

第5条 規程第8条に規定する指定の取消処分を実施しようとするときは、当該処分の名あて人となる者について、意見陳述のため聴聞の手続を行わなければならない。

- 2 規程第9条に規定する指定の効力停止処分を実施しようとするときは、当該処分の名あて人となる者について、意見陳述のため弁明の機会の付与の手続を行わなければならない。

(聴聞手続)

第6条 聴聞に関する事項は、行政手続法、京都市上下水道局聴聞に関する規程及び京都市上下水道局聴聞等の手続に関する事務の取扱第1に定めるところにより行うこととする。

(弁明の機会の付与手続)

第7条 弁明の機会の付与の手続に関する事項は、京都市行政手続条例、京都市上下水道局聴聞に関する規程及び京都市上下水道局聴聞等の手続に関する事務の取扱第2に定めるところによ

り行うこととする。

(意見陳述等の手続を要しないとき)

第8条 法第16条の2第1項の指定を取り消すに当たり、当該指定業者が法第25条の3第1項に掲げる要件を欠くとき又は不正の手段により指定を受けたときは、意見陳述のための聴聞の手続を要しないものとする。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成18年12月17日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成24年2月20日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和元年9月14日から施行する。

別表（第2条関係） 処分基準

違反項目及び根拠条文	関係条項			違反内容	処分内容	
	水道法	水道法 施行規則	京都市指定給水装 置工事事業者規程			
指定基準違反 第25条の11第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	第21条 第1項	第8条第2号 第5条第1号	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し	
	第25条の3 第1項第2号	第20条 第1項各号	第8条第2号 第5条第2号	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し	
	第25条の3 第1項第3号イ	第20条の2	第8条第2号 第5条第3号ア	精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	指定取消し	
	第25条の3 第1項第3号ロ		第8条第2号 第5条第3号イ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し	
	第25条の3 第1項第3号ハ		第8条第2号 第5条第3号ウ	水道法に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	
	第25条の3 第1項第3号ニ		第8条第2号 第5条第3号エ	指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	
	第25条の3 第1項第3号ホ			第8条第2号 第5条第3号オ	業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあることが判明したとき。	指定取消し 又は 指定停止
					(1)条例第5条に規定する管理者の承認を受けずに給水装置工事を施行したとき。	指定取消し 又は 指定停止
					(2)条例第6条の2に規定する工事完了後、管理者の検査を受けなかったとき。	指定取消し 又は 指定停止
					(3)無断通水及び水道メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し 又は 指定停止
(4)道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。					指定停止	
(5)施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。					指定停止	
(6)施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。					指定停止	
(7)管理者の指導に従わないとき。	指定取消し 又は 指定停止					
(8)過去に文書による警告を受けているにもかかわらず、故意に違反行為を繰り返したとき。	指定取消し 又は 指定停止					
(9)その他の違反行為をしたとき。	指定取消し 又は 指定停止					
第25条の3 第1項第3号ヘ		第8条第2号 第5条第3号カ	法人の場合、その役員のうち法25条の3第1項第3号イからホまでの欠格条件に該当する者がいることが判明したとき。	指定取消し 又は 指定停止		
給水装置工事主任技術者の選任等に関する届出義務違反 第25条の11第1項第2号	第25条の4 第1項又は2項	第21条 第1項又は第2項	第8条第4号 第16条第1項から第3項まで	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し 又は 指定停止	
		第21条 第3項	第8条第4号 第16条4項	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止	

別表（第2条関係） 処分基準

違反項目及び根拠条文	関係条項			違反内容	処分内容
	水道法	水道法 施行規則	京都市指定給水装 置工事事業者規程		
事業の変更等の届出義務違反 第25条の11第1項第3号	第25条の7	第34条	第8条第3号 第7条第1・2項	事業所の名称及び所在地等の変更を届出しないとき。又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し 又は 指定停止
		第35条	第8条第3号 第7条第3項	事業の廃止・休止の届出をしないとき。又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し 又は 指定停止
				事業の再開を届出しないとき。	指定取消し 又は 指定停止
事業運営の基準違反 第25条の11第1項第4号	第25条の8	第36条 第1項第2号	第8条第5号 第17条第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまで(以下、特定区間という。)の工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切な技能を有する者を従事させないとき。又はその者に監督させないとき。	指定停止
		第36条 第1項第3号	第8条第5号 第17条第3号	特定区間の給水装置工事について、管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定取消し 又は 指定停止
		第36条 第1項第4号	第8条第5号 第17条第4号	講習会・研修会等に無断で欠席したとき。	指定停止
		第36条 第1項第5号イ	第8条第5号 第17条第5号ア	水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定取消し 又は 指定停止
		第36条 第1項第5号ロ	第8条第5号 第17条第5号イ	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止
		第36条 第1項第6号	第8条第5号 第17条第6号 アからキまで	設置した給水装置工事の記録の作成及び3年間保存を行わないとき。	指定停止
給水装置工事主任技術者の立ち会い 第25条の11第1項第5号	第25条の9		第8条第6号 第21条	給水装置の検査で、管理者が求めるものについて、正当な理由なく、給水装置工事主任技術者を立ち合わせないとき。	指定取消し 又は 指定停止
報告等の応答義務違反 第25条の11第1項第6号	第25条の10		第8条第7号 第22条	管理者の求める給水装置工事の報告若しくは資料の提出をしないとき又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定取消し 又は 指定停止
水道施設への機能障害 第25条の11第1項第7号			第8条第8号	施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定取消し 又は 指定停止
				(1)給水装置工事中における水道施設への機能障害(穿孔不良・管の誤切断等)を与えたとき。	指定取消し 又は 指定停止
				(2)不適切な分岐工事によって、配水管の破損はもとより、水道施設本来の能力に支障を及ぼしたり、給水装置から汚染された水が逆流する等の違反行為をしたとき。	指定取消し 又は 指定停止
不正申請 第25条の11第1項第8号			第8条第1号	不正の手段により、指定を受けたとき。	指定取消し

注) 1 指定停止の期間は6月を超えないこととする。

2 いずれの不利益処分も行政手続法又は京都市行政手続条例その他関係規程に則り行うものとする。